

資料編

目次

I 豊島区における特別支援教育に関する現状23
II 就学支援相談件数26
III 児童生徒へのアンケート結果27
IV 用語解説28
V 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び 基本計画の策定に向けたパブリックコメントについて30

I 豊島区における特別支援教育に関する現状

I 豊島区の特別支援教育学級・特別支援教室の設置状況（幼稚園3園 小学校22校 中学校8校のうち）

- ・小学校・固定支援学級(知的)5校
- ・中学校・固定支援学級(知的)4校 ※休級中1校
- ・小学校・固定支援学級(情緒)2校
- ・中学校・固定支援学級(情緒)1校
- ・小学校・特別支援教室拠点校 6校／中学校・特別支援教室拠点校 2校
- ・小学校・言語難聴通級学級 1校

2 最近10年間の特別支援教育に関する取組や研究の実績

- 平成28年度 全小学校における特別支援教室巡回指導開始
- 平成29年度 小学校に自閉症・情緒障害固定学級(1校)設置
- 令和元年度 全中学校における特別支援教室巡回指導開始
- 令和2年度 東京都教育委員会「特別支援学級の専門性向上事業」指定
(西巣鴨小学校・王子特別支援学校)
- 令和2年度 東京都教育委員会「令和2・3・4年度 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」指定
- 令和3年度 豊島区特別支援教育推進計画策定
- 令和5年度 小・中学校に自閉症・情緒障害固定学級(2校)設置

3 知的固定学級

昭和29年に長崎小・西巣鴨中に特別支援学級が設置されてから現在まで、知的固定学級を区内小学校5校、中学校4校(休級中1校)に設置しています。

知的固定学級では、少人数の学級編制で、学級の児童生徒の状況に応じた教育課程を編成し、一人ひとりの個別指導計画に基づいた指導を行っています。児童生徒の状況に応じて「特別支援学校 小・中学部学習指導要領」を参考に指導を行うとともに、教科や特別活動で学ぶ内容を組み合わせた「各教科等を合わせた指導」も行い、生きる力や自分を表現する力を身に付けさせています。

4 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室

東京都における発達障害教育は、これまで情緒障害等通級指導学級を中心に実施してきました。情緒障害等通級指導学級は、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童生徒を対象とし、通級による指導を行うものです。

豊島区では、平成29年度に南池袋小学校、令和5年には池袋第一小学校と池袋中学校に通級指導学級とは異なる自閉症・情緒障害固定学級を設置し指導を行っています。

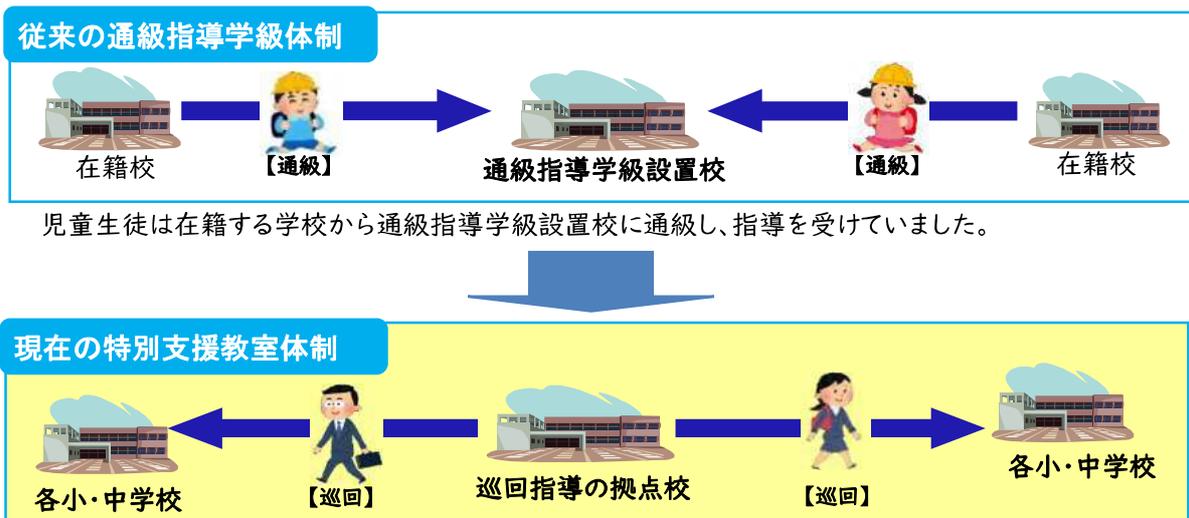
また、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童生徒を対象として、発達障害教育を担当する教職員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童生徒が在籍校で受けられるようにするものが特別支援教室です。制度上は、国の通級による指導に位置付けられるものであり、対象者及び指導内容はこれまでの情緒障害等通級指導学級と同様です。

豊島区は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月)及び東京都発達障害教育

推進計画(平成28年2月)に基づき、平成28年度から全小学校で、令和元年度からは全中学校においても特別支援教室巡回指導を開始しました。

5 「特別支援教室」での巡回指導

通常の学級に在籍する発達に課題がある(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害)等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、発達課題の状態に応じて「自立活動」等の指導を行っています。



平成28年度より全小学校、令和元年度より全中学校に特別な指導を行う教室を設置し、教職員が児童の在籍する学校を巡回して指導しています。

6 言語難聴通級学級

豊島区では、平成17年に、年齢に相応した言葉が身に付いていない言語発達遅滞や、会話等を聞き取ることができない難聴等の障害を抱える児童に対して、1週間に1~2回、在籍する学校ではなく、個別の教育課程に基づいた学習が行えるように、池袋小学校に通級指導学級「ことばときこえの教室」を設置しました。現在、構音・吃音・難聴等の障害に対して、視覚教材や補聴器を使つての対話の授業を取り入れ、児童のコミュニケーション力の向上に努めています。

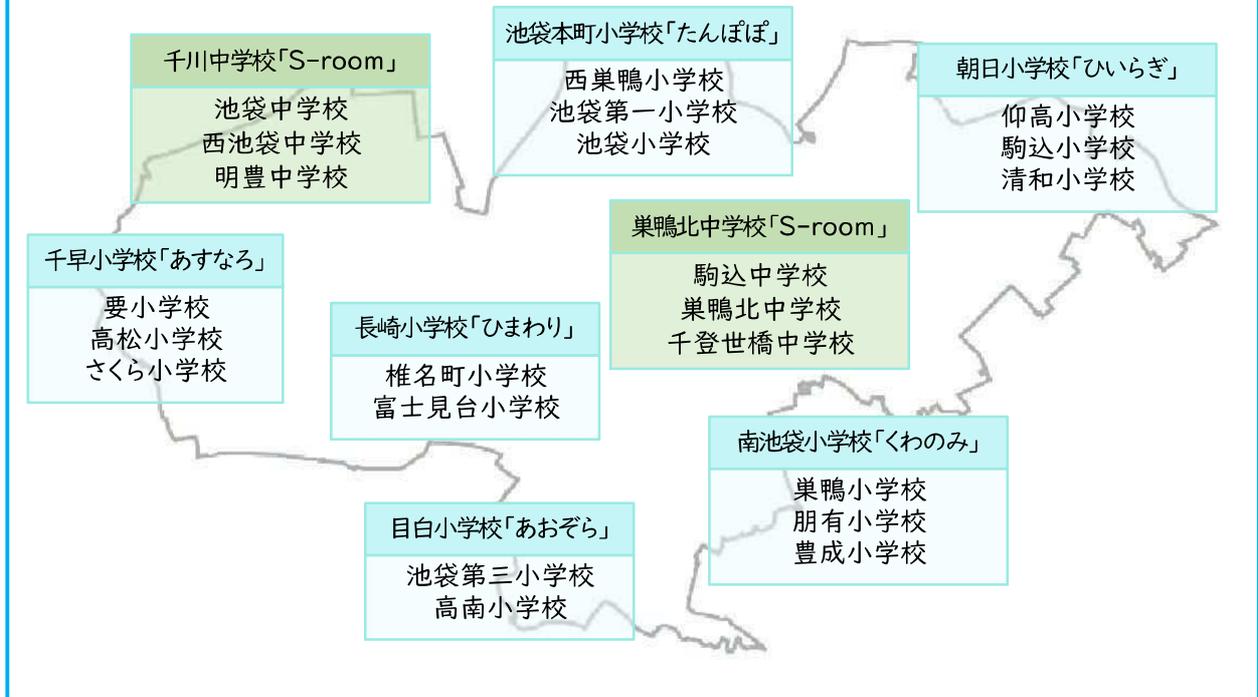
7 特別支援教育巡回相談(チームステップ)

令和6年度に策定された「豊島区教育ビジョン2025(豊島区教育振興基本計画 第三期)」に示されている「特別支援教育の充実」の実現に向け、豊島区教育センターでは、就学前の教育相談を充実させるとともに、区立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒等及び学級を支援するための「特別支援教育巡回相談(チームステップ)」を実施し、専門家を学校に派遣する等、きめ細やかな支援を行っています。

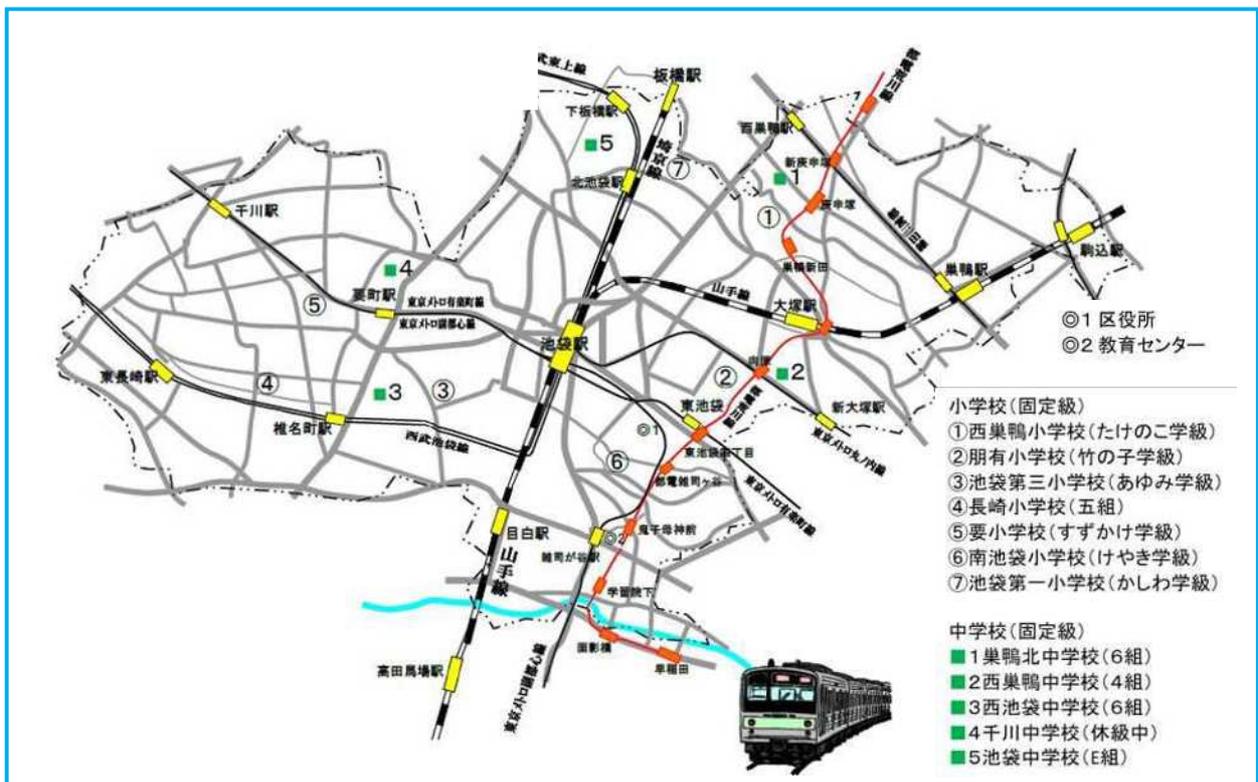
【区立小・中学校の特別支援教室】

8つの拠点校 と 巡回校

小学校は、区内を6つのブロックに分け、6つの拠点校を設置しています。中学校は、区内を東西に分け、2つの拠点校を設置しています。拠点校の教職員（巡回指導教員）が、児童生徒の在籍する学校に巡回して指導します。



【区立小・中学校の特別支援学級】

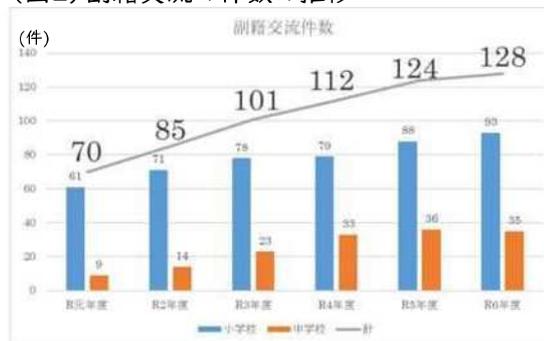


II 就学支援相談件数

(図1) 就学相談の件数の推移



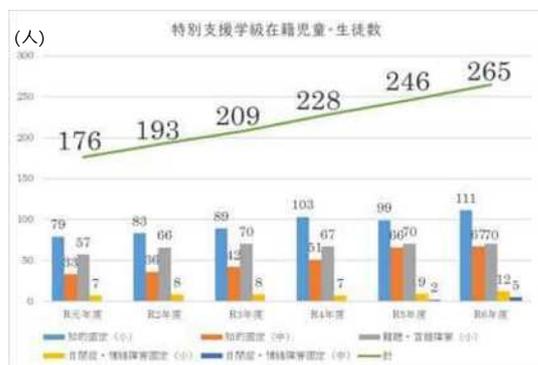
(図2) 副籍交流の件数の推移



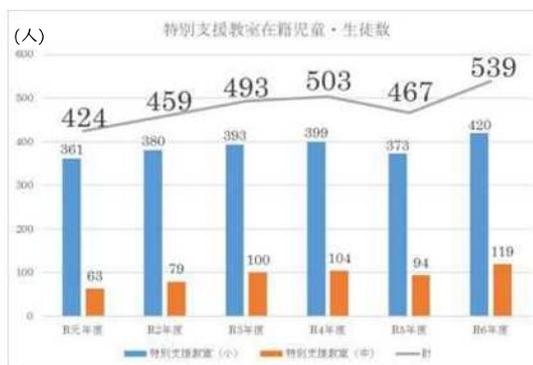
(集計) 令和6年度 豊島区教育センター

- ◆ (図1)は、過去5年間の就学相談の件数の推移を示しています。これまでのきめ細やかな支援の結果、就学相談の件数が増加し、一人ひとりの困り感への支援について具体的に検討する機会を増やすことができています。
- ◆ (図2)は、特別支援学校に在籍する児童生徒との副籍交流の推移を示しています。副籍による在籍児童生徒と小・中学校との交流が増加していることから、小・中学校における障害への理解が深まっていると考えられます。

(図3) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移



(図4) 特別支援教室在籍児童生徒数の推移



(集計) 令和6年度 豊島区教育センター

- ◆ (図3)は、特別支援学級在籍児童生徒数の推移、(図4)は、特別支援教室在籍児童生徒数の推移を示しています。東京都特別支援教育推進計画に基づき、豊島区が進めてきた特別支援教室の全小・中学校への設置、情緒障害固定学級(小学校1校)の設置を契機として、特別支援教室並びに特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加しています。これは、豊島区において、支援を必要とする児童生徒の支援するための環境の整備が着実に進んでいると捉えることができます。

Ⅲ 児童生徒へのアンケート結果

1 期間

・令和7年2月12日(水)から令和7年2月18日(火)まで

2 回答数

・1340名

3 対象

(1) 抽出校: 南池袋小学校・要小学校・西巣鴨中学校・池袋中学校

(2) 学年: 全学年児童生徒

- ・通常の学級児童生徒
- ・特別支援学級(知的障害)児童生徒
- ・特別支援学級(自閉症・情緒障害)児童生徒

4 実施方法

Webアンケートフォームにて実施

5 回答

(1) 質問文

この計画は、みなさんが通っている学校を、よりよいところにするために作っています。みなさんが思っていることを、ぜひ教えてください。通っている学校がどんな学校になればいいと思いますか。

1つ選んでください。

(2) 選択肢

6つの選択肢(①~⑥)は、それぞれ推進プランの1~6の学校における内容を抜粋し、子どもが理解しやすい文言で作成しました。(例: 選択肢①⇒推進プラン1の内容)

(3) 回答結果

選択肢	回答率
①相談(そうだん)したいときに、すぐ相談できる学校	9.0%
②自分(じぶん)に合(あ)った学習(がくしゅう)ができる学校	21.3%
③みんなと学(まな)び合うことができる学校	17.5%
④だれでも分(わ)かりやすい授業(じゅぎょう)をする学校	17.6%
⑤自分(じぶん)が学びやすい場所(ばしょ)や物(もの)がある学校	12.5%
⑥いろいろな人(ひと)が支(ささ)え続(つづ)けてくれる学校	15.1%
⑦その他	7.0%

「⑦その他」の主な意見

- ・楽しんで過ごすことができる学校
- ・ルールやマナーを守ることができる学校
- ・どんな場所でも公平な学校・みんなが仲良くできる学校
- ・安心できる学校
- ・一人ひとりの個性を大切にする学校

IV 用語解説

※ 1 特別支援教室

特別支援教室は、知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童生徒を対象に、きめ細かな指導と支援の一層の充実を図るため各校に設置され、専門性の高い教職員が巡回指導を行う教室。

※ 2 個別指導計画

教育上特別な支援が必要な児童生徒について、学校での学習や生活上の課題を明らかにし、その課題を解決するための目標を定め、指導の手だてや達成状況を記録したものの。

※ 3 就学支援シート

乳幼児期から学齢期への支援の継続を図るため、就学前の子どもの家庭・子ども園・幼稚園・保育所・療育機関での様子や保護者の思い等を記入して、保護者が幼児・児童の就学先に提出し、就学後の支援に役立てるもの。

※ 4 学校生活支援シート

教育上特別な支援が必要とする児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含めて関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠。特別支援学校学習指導要領で規定されている「個別の教育支援計画」と同じ役割で、東京都教育委員会における同計画の呼称。

※ 5 インクルーシブな教育

豊島区では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を、現在の環境の中でできる限り設定。児童生徒等が将来社会で参加及び貢献できるように、一人ひとりの力を最大限に伸ばすことが目的。

※ 6 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条から、人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限まで伸ばさせ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。(文部科学省:「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教の推進(報告)概要」より)

本区では、インクルーシブ教育システムを構築することで、インクルーシブな教育を推進。

※ 7 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教職員。

※ 8 校内委員会

学校内における全体的な特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。構成員としては、校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、学年主任等のほか、必要に応じて外部の関係者で構成される委員会。保育所及び幼稚園等でも委員会を実施。

※ 9 特別支援教育巡回相談<チームステップ>

小・中学校の通常の学級や区立幼稚園に在籍する特別な支援を要する児童生徒等及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する巡回指導員。

※ 10 交流及び共同学習

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等とが活動を共にする機会。平成29年3月に告示された学習指導

要領 総則において、「交流及び共同学習の機会を設けること、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと」を位置付けている。豊島区では、「学校におけるインクルーシブ教育システム」の基礎を整えることを目的として、交流を通して豊かな人間性を育むとともに、共同学習を通して教科のねらいの達成を目指す取組を推進。

※11 副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や地域行事等における交流等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じ、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※12 合理的配慮

障害者権利条約、障害者差別解消法で規定している、障害を理由に日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行う配慮。

※13 区民ひろば

赤ちゃんから高齢者まで誰でも利用できる施設。小学校区ごとに設置し、地域コミュニティの拠点。

※14 民生・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、母子、心身障害者等に対して、相談や支援を行う関係行政機関との橋渡し役。児童委員を兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活躍。

※15 豊島区障害者就労支援センター

障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援。

V 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び本計画の策定に向けたパブリックコメントについて

I 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況

第1回 日時:令和6年6月28日(金)午前10時~午前11時 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:豊島区の特別支援教育の在り方の協議 「豊島区特別支援教育推進計画」の進捗状況の報告
第2回 日時:令和6年7月16日(火)午後1時~午後2時 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「第1章 計画の基本的な考え方」の協議
第3回 日時:令和6年9月11日(水)午前11時~正午 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「第2章 計画の内容 推進プラン1~3」の協議
第4回 日時:令和6年10月24日(木)午後3時30分~午後4時30分 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「第2章 計画の内容 推進プラン4~6」の協議
第5回 日時:令和6年12月24日(火)午後3時30分~午後4時30分 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「豊島区特別支援教育推進計画【改訂版】素案」の協議
第6回 日時:令和7年2月26日(水)午前11時~正午 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:パブリックコメントの内容を報告 「特別支援教育推進計画【改訂版】最終案」の協議

2 委員からの主なご意見

- 「すべての子どもが学びやすくなる」ことが計画の中心である。
- 豊島区の「インクルーシブな教育」の定義を明記することが必要である。
- 東京都「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」事業(R2~R4)モデル校である要小学校の「交流及び共同学習」等の実践を参考に、各校がインクルーシブな教育の推進に取り組むとよい。
- 義務教育だけでなく就学前から社会参加までの支援についても考える必要がある。
- 学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して、一人ひとりに合わせた支援や切れ目のない支援を継続していく必要がある。
- 「交流及び共同学習」については、すべての児童生徒にとっても有意義な活動にする必要がある。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に教職員研修を充実させることで、本計画の内容を確実に推進させていく必要がある。
- どのように本計画を周知したり活用したりするかが大切であり、推進に向けた取組も充実させる必要がある。

3 本計画の策定に向けたパブリックコメントの結果

(1)実施期間	令和6年12月11日(水)～1月10日(土)
(2)周知方法	「広報としま」令和6年12月21日号掲載、区ホームページ掲載、全区立幼稚園、小中学校等の保護者に周知、区内幼稚園・保育所に周知
(3)閲覧場所	区ホームページ、指導課、教育センター、行政情報コーナー
(4)提出意見数	7件 メール 7件、ファクシミリ 0件、郵送(学校経由含) 0件、窓口来庁 0件

4 本計画の最終決定・周知

日にち	会議等	内容
令和7年 1月28日(火)	教育委員会臨時会	・豊島区特別支援教育推進計画(素案)の内容説明 ・パブリックコメントの結果報告
令和7年 2月25日(火)	令和7年第一定例議会 子ども文教委員会	・パブリックコメントの結果報告
令和7年 2月26日(水)	第6回 豊島区特別支援教育 検討委員会	・パブリックコメントを受け、豊島区特別支援教育推 進計画(最終案)を審議・了承
令和7年 3月11日(火)	教育委員会定例会	・豊島区特別支援教育推進計画を最終審議・決定
令和7年 3月21日(金)	広報としま 掲載 教育委員会 HP 掲載	・教育委員会において決定した計画を掲載予定
令和7年 4月		・令和7年4月の校園長会にて周知 ・「教育だより豊島」ほかにおいて、区民へ広報

令和6年度特別支援教育検討委員会

【委員名簿】

区分	役職	氏名	職名等
学識経験者	委員長	中西 郁	十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科 教授
	委員	大西 孝志	東北福祉大学 教育学部教育学科教授
都立 特別支援学校	委員	町田 寛子	都立王子特別支援学校 特別支援コーディネーター
学校関係者	委員	高橋 順子	豊島区立南長崎幼稚園長 幼稚園長会
	委員	田中 良行	豊島区立富士見台小学校長 小学校長会
	委員	岡泉 美和子	豊島区立駒込中学校長 中学校長会
	委員	渡部 貴美子	豊島区立要小学校長 小学校特別支援学級設置校長会
	委員	比金 敏彦	豊島区立千早小学校長 小学校特別支援教室巡回拠点校長会
	委員	秋庭 加恵手	豊島区立西巣鴨中学校長 中学校特別支援学級設置校長会
保護者代表	委員	菅谷 哲史	豊島区立巣鴨小学校 PTA 会長 豊島区小学校 PTA 代表
	委員	上野 大典	豊島区立西池袋中学校 PTA 会長 豊島区中学校 PTA 代表

【事務局】

部局	氏名	職名等
教育部	兒玉 辰哉	教育部長
	柳下 弥	学務課長(～令和6年10月31日)
	鈴木 悠斗	学務課長(令和6年11月1日～)
	大木 洋一	学校施設課長
	丸山 順子	指導課長
	木田 義仁	教育センター 所長
	関根 憲一	指導課 統括指導主事
	関本 真以子	教育センター 教育相談グループ係長
	鈴木 俊輔	教育センター 指導主事
福祉部	栗原 せい子	障害福祉課長
	田邊 栄一	障害福祉サービス担当課長
健康部	坂本 利美	健康推進課長
子ども家庭部	山本 りか	子ども家庭支援センター長

豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】(最終案)

令和7年3月発行

編集・発行 豊島区教育委員会事務局教育部教育センター
豊島区雑司ヶ谷3-1-7

連絡先 TEL:03-3590-1251 FAX:03-3981-4793

URL:<https://www.city.toshima.lg.jp/011/kuse/iken/goiken/voice.html>

